

2022 年度 Educational Support 会合開催 申請要項

◆2022 年度申請要項の対象は、2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日の期間の申請です。
会合開催日がこの期間内である必要はありません。

1. 趣旨

医学・薬学に関連する団体が実施する「医学・薬学の教育を目的とした会合開催」への支援を実施することで、医学・薬学の発展へ貢献することを目的としています。

2. 支援可能な対象領域・対象医療

次の対象領域・対象医療が、団体の主要な教育およびその関連の活動である場合に申請できます。

泌尿器疾患、自己免疫疾患、循環器系疾患、内分泌・代謝疾患、腎疾患、

筋骨格系疾患、血液および造血器疾患、消化器系疾患、

女性ヘルスケア、指定難病※、細胞医療、遺伝子治療

※「難病の患者に対する医療等に関する法律 第 5 条第 1 項」において令和元年 7 月 1 日までに「指定難病」と告示された 333 疾患が会合開催/団体の主要な活動である場合

3. 対象団体

次の要件を満たす団体を対象とします。

1)医療関係者※、医学・薬学等研究者が役員に就任している団体

※医療関係者とは医療機関に所属する医師、薬剤師、看護師等を指します。

2)医学・薬学の発展を目的に事業を行っている団体

なお、会合開催の場合は、医療機関等も対象とします。

以下の団体は対象外とします。

1) 活動実績が 1 年未満の団体

※設立初年度の団体、年度(12 ヶ月)を通じての決算報告・事業報告を持たない団体

2)患者または患者家族の会、患者会の連合組織

上記の支援は、アステラス・スターライトパートナー(患者会支援)患者会助成の対象となりますので、詳細は、弊社ホームページの[アステラス・スターライトパートナー\(患者会支援\)活動](#)をご覧ください。

4. 対象活動

以下の活動を対象とします。

医学・薬学に関連する会合開催

【例】①学会・研究会等の学術集会 ②講演会・シンポジウム等 ③市民公開講座

※会合の開催形式は、集合形式・ライブ配信・ハイブリッド開催のみを対象とし、それ以外の開催形式（オンデマンド配信のみ・誌上開催等）は対象としておりません。

以下の場合には対象外とします。

1) 弊社が学会セミナー等の共催費をお支払する会合開催

2) 重複支援と見なされる場合

例) 日本製薬団体連合会、日本製薬工業協会等、加盟業界団体の機関決定により弊社が寄附を行うもの

3) 芸術・文化・スポーツに関連する会合開催

4) 弊社以外に寄附金拠出元がないもの

5) 他社が行う会合開催

6) 海外で開催される会合開催

7) 海外に本部（財務上の経営主体）を有する団体のライブ配信による会合開催

Educational Support は医学・薬学の発展のために行われる活動の費用の不足分を支援するために行っているため、上記以外の場合でも、収支予算書・収支決算書等により、支援の必要性が無いと判断した場合、寄附金が適正に使用されないと判断した場合は対象外とさせていただきます。

なお、海外で開催される会合開催への支援を希望される場合は、事務局までお問い合わせください。

5. 申請期間

開催日の1年前から3か月前までに申請してください。

例: 会合開催日が2023年4月1日の場合



なお、申請期間外の申請は受付できません。また、申請期間内にご申請された場合でも、新規のご申請等、審査期間が十分に確保できない場合は支援を見送らせて頂く場合がございますことをご了承ください。

6. 申請方法

当申請要項をご確認後、アカウントコード・パスワードを取得し、[申請入力](#)画面に必要事項を入力の上、下記必要書類を添付して、本サイトから申請してください。

①寄附趣意書・募集要項等

(団体等の名称、開催日時、開催場所、開催目的、プログラム、募金寄附を必要とする理由、参加人員、免税措置の種類有無、寄附金振込み先、組織、役員名簿、担当事務局等の情報が確認出来るもの)

②会則または定款

③収支予算書

④前回の収支決算書(完成していない場合は、前々回の収支決算書)

⑤寄附申込書(作成している場合)

⑥公報・新聞記事・ポスター等(市民公開講座の場合)

上記以外でも、追加の書類を依頼する場合がございます。

7. 申請から決定までのプロセス



- 1) 申請は、本サイトより受け付けます。申請にはアカウントコード・パスワードの取得が必要です。その他の方法(郵送等)での申請は受付できません。
 - 2) 受付後、事務局より対象領域、活動内容等を確認させていただきます。申請内容によっては受理できないこともあります。
 - 3) 審査は関連法規、業界ルール、社内規程等に沿って、弊社営業部門から独立した社内組織で実施いたします。
 - 4) 決定後、支援の可否および支援金額は、本サイトの「申請一覧」画面にてご連絡いたします。
- なお、審査結果に対する異議申し立て、審査基準の開示請求、その他審査に関する情報開示請求はお受けすることができません。

8. 支払先

寄附金趣意書・募集要項に記載されている銀行口座に振り込みます。

9. 報告

会合開催後 6 か月以内に、Educational Support を使用した会合開催の決算報告書を、本サイトに添付してください。

【添付方法】

- ① 画面右上の「申請一覧」タブを押してください。
- ② 画面左側にある「鉛筆マーク」を押してください。
- ③ 画面を「報告」まで、スクロールしてください。
- ④ 「結果」欄の口に該当する場合にはチェックを入れてください
- ⑤ 添付書類「選択」を押し、報告書を添付してください。
- ⑥ 下部の「確認ボタン」を押し、ご確認の上「送信ボタン」を押してください。

10. 注意事項

- 1) Educational Support は、申請に基づき支援させていただくものであり、弊社から支援を提案することはありません。
- 2) Educational Support は、弊社製品に関する臨床研究に使用しないでください。
- 3) Educational Support は、飲食代には使用しないでください。
- 4) Educational Support を受領された場合、弊社の「[医療関係者等との連携活動に関するアステラス透明性ポリシー](#)」に基づき、支援先名称、支援金額等を公開します。
- 5) Educational Support の受領者は、利益相反に関する情報開示を求められた場合、当支援に関して適切に開示してください。
- 6) 決算報告書(上記 9.参照)が未提出の場合、次の申請を受付けることができません。
- 7) 支援後のお礼状・抄録集・領収書等のメール・郵送は不要です。
- 8) 寄附申込書の押印は省略させていただきます。押印が必須の場合は事前にご連絡ください。

11. 返還

- 1) プログラムの中止または大幅な活動の変更に伴う未使用の資金が確認された場合、Educational Support の全部または一部の返還をお願いすることがあります。
- 2) 申請内容と異なる目的・活動に使用した場合、Educational Support の全部または一部の返還をお願いすることがあります。なお、飲食代には使用しないでください。使用した場合は全部または一部の返還をお願いすることがあります。

12. お問い合わせ

アステラス アカデミック サポートに関する質問は、本サイトの「お問合せフォーム」、または「メール」にてお問合せください。

「[お問合せフォーム](#)」(本サイトへのログインが必要となります)

「メール」 a_support@jp.astellas.com

申請内容に関する情報は、申請内容の検討、調査および連絡・対応に限定して利用するものとし、それ以外の目的で社外に開示、提供はいたしません。

なお、医薬品の安全性情報の収集等、法令上の要請に基づいて利用する場合は、この限りではありません。